

令和7年3月14日招集

第1回定例会会議録

君津富津広域下水道組合議会

令和7年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和7年3月14日
1. 招集の場所 君津市議会全員協議会室
1. 開会の日時 令和7年3月14日 午後2時00分
1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 小倉広紀君 | 2番 | 天笠等君 |
| 3番 | 宮崎晴幸君 | 4番 | 三富敏史君 |
| 5番 | 四宮安彦君 | 6番 | 松本裕次郎君 |
| 7番 | 関努君 | 8番 | 諸岡賛陸君 |
| 9番 | 三浦道雄君 | 10番 | 小林喜久男君 |
| 11番 | 山田重雄君 | 12番 | 平野英男君 |
| 13番 | 中山正之君 | 14番 | 荒井淳一君 |

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管理者	石井宏子君	副管理者	高橋恭市君
監査委員	磯貝昭一君	会計管理者	河野喜代子君
事務局長	長田幸二君	総務課長	松下順一君
建設課長	高木勝義君	総務課主幹	舘林喜昭君
建設課課長補佐	岩田和久君	総務課総務係長	水島隆君

1. 職務のため出席した者の職氏名

総務課主任主事	播岡のこ	総務課主事	小高達也
---------	------	-------	------

開会及び開議

令和7年3月14日午後2時00分

○議長（平野英男君） 皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は14名でございます。よって、定足数に達しておりますので、これより、令和7年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（平野英男君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

組合規約第6条第2項の規定により、本年1月1日から新たに組合議員となられた方をご紹介しますので、自席からご挨拶をお願いします。

富津市副市長、中山正之君。

○13番（中山正之君） ただいまご紹介にあずかりました中山正之でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（平野英男君） ありがとうございます。

では、地方自治法第121条の規定による出席者は、別紙印刷物によりご了承願います。

次に、監査委員から、令和6年10月分から12月分までの現金出納検査の結果報告がありました。下水道組合総務課にその写しがございますので、ご覧ください。

次に、本日、管理者から議案の送付があり、これを受理いたしました。また、諸岡賛陸君から発議案第1号 君津富津広域下水道組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてが、所定の賛成者とともに、会議規則第14条第1項の規定により提出されましたので、併せてご報告をいたします。

なお、議案につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、本日、写真撮影の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

(参照)

君富下総第394号

令和7年3月14日

君津富津広域下水道組合
議長 平野英男様

君津富津広域下水道組合
管理者 石井宏子

付議議案の送付について

令和7年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会に付議する議案について別紙のとおり送付しま

す。

記

- 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第2号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第4号 令和7年度君津富津広域下水道組合関係市負担金及び出資金の負担方法について
議案第5号 令和7年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算

○

議事日程の決定

○議長（平野英男君） 次に、本日の日程につきましては、会議規則第20条の規定により議長において定め、印刷配付してございます。

この日程に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

○

管理者挨拶

○議長（平野英男君） ここで管理者から開会に当たり挨拶があります。

管理者、石井宏子君。

（管理者石井宏子君登壇）

○管理者（石井宏子君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和7年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に提案いたします議案は、お手元の議案書のとおり、条例の制定が3件、令和7年度の関係市負担金及び出資金の負担方法について並びに令和7年度当初予算の5議案でございます。後ほど提案理由の説明をさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（平野英男君） 以上で管理者の挨拶は終わりました。

○

日程第1 議席の指定

○議長（平野英男君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席の指定につきましては、会議規則第4条第1項の規定により、私から指定させていただきます。議席につきましては、既に着席の席をもって議席の指定といたします。

13番は中山正之君となります。

以上のとおり議席を指定いたします。

○

日程第2 会期の決定

○議長（平野英男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(平野英男君) 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長(平野英男君) 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、4番、三富敏史君、10番、小林喜久男君を指名いたします。

○

(提案理由説明、補足説明、質疑、討論及び採決)

日程第4 議案第1号から議案第5号まで

○議長(平野英男君) 日程第4、議案第1号から議案第5号までを一括議題とします。

なお、議案の朗読につきましては省略いたしますので、ご了承願います。

直ちに提案理由の説明を求めます。

管理者、石井宏子君。

(管理者石井宏子君登壇)

○管理者(石井宏子君) 議案第1号から議案第5号までを一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

本議案は、刑法等の一部を改正する法律の施行により、刑の種類の中の懲役刑及び禁固刑が廃止され、これに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例の規定を整理しようとするものでございます。

次に、議案第2号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、千葉県人事委員会の給与勧告を踏まえた給与制度の見直しを行うため、一般職の職員の給与等に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、育児休業、介護休業等育児又は、家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等が図られたことを踏まえ、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第4号 令和7年度君津富津広域下水道組合関係市負担金及び出資金の負担方法について。

本議案は、令和7年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算における所要経費のうち、職員人件費に係る君津市及び富津市が負担する額の負担方法について、君津富津広域下水道組合規約第14条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第5号 令和7年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算でございますが、市民の生活環境の向上を目指し、引き続き未整備区域の解消に向けて、管渠及び終末処理場を整備すると

ともに、施設を適正に管理するため、収益的収入総額31億775万8,000円、収益的支出総額30億3,731万1,000円、また資本的収入総額9億3,713万5,000円、資本的支出総額13億7,890万6,000円の予算を計上するものでございます。

以上、議案第1号から議案第5号までについて、一括して提案理由の説明を申し上げましたが、これらにつきまして、事務局長から補足説明させますので、よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（平野英男君） 以上で管理者の提案理由の説明が終わりましたので、補足説明を求めます。

事務局長、長田幸二君。

（事務局長長田幸二君登壇）

○事務局長（長田幸二君） それでは、議案第1号から議案第5号までについて補足説明を申し上げます。

議案第1号から議案第3号につきましては、条例の一部改正であり、構成団体である君津市及び富津市においても同様に審議されているものでございます。

それでは、議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

本議案は、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役刑及び禁固刑が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、一般職の職員の給与等に関する条例及び個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正しようとするものです。

別冊の議案参考資料1ページ、2ページをご覧ください。

新旧対照表の右側が現行、左側が改正案になります。

各条文の懲役刑及び禁固刑の記述について、全て拘禁刑に改めております。

本条例の施行期日は、令和7年6月1日とするものでございます。

次に、議案第2号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

恐れ入ります、議案書の4ページをご覧ください。

本議案は、千葉県人事委員会の給与勧告を踏まえた給与制度の見直しを行うため、一般職の職員の給与等に関する条例及び、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正しようとするものです。

なお、本組合の給与関係規定は君津市に準じていることから、君津市と同様に改正するものでございます。

別冊の議案参考資料3ページ、新旧対照表をご覧ください。

第1条による改正は、一般職の職員の給与等に関する条例の改正で主な改正点についてご説明申し上げます。

4ページの第10条では、扶養手当の変更で、配偶者6,500円の支給が廃止され、22歳に達する日以降の最初の3月31日までの子に対する扶養手当を1万円から1万3,000円に増額しております。

なお、経過措置として、7年度は、配偶者の扶養手当を3,000円、子の扶養手当を1万1,500円の支給としております。

6ページの第21条では、初任給調整手当を廃止し、7ページの第21条の2では、管理職員特別勤務手当の変更で、手当の対象が週休日の、土日になりますが、深夜早朝のみでしたが、平日の深夜早朝も手当の対象に加えております。

8ページの第25条の2では、定年前再任用短時間勤務職員等について、住居手当を支給することとしております。

ほかの条文は、これらの変更に合わせて、所要の規定を整備するものでございます。

また、県の給料表の改正に準じまして、給料表を見直しております。

第2条による改正ですが、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部の改正で、附則第3条第6項の改正により、暫定再任用職員に住居手当を支給することとしております。

本条例の施行期日は、令和7年4月1日とするものでございます。

次に、議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書14ページをご覧ください。

本議案は、育児休業、介護休業等育児又は、家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、条例の一部を改正しようとするものです。

別冊の議案参考資料10ページの新旧対照表をご覧ください。

第8条の2第2項の改正は、育児中の職員の時間外勤務免除の対象となる子の範囲を拡大しようとするもので、子の対象年齢を3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子にしようとするものでございます。

次に、第18条の2、18条の3の2条を加え、配偶者等の介護が必要とするに至った職員に仕事と介護の両立支援制度の周知と意向確認のため、面談や措置を講じるものとしております。

本条例の施行期日は、令和7年4月1日とするものでございます。

次に、議案第4号 令和7年度君津富津広域下水道組合関係市負担金及び出資金の負担方法についてご説明申し上げます。

議案書の16ページをご覧ください。

君津市、富津市の負担金及び出資金の負担割合については、組合規約第14条第3項で組合議会の議決を経て定める負担方法により、関係市に分賦することができると規定されているため、これを定めるものでございます。

下段のとおり、職員に係る経費については、令和7年度についても、令和6年度と同じ取扱いをしております。

なお、令和7年度の実績汚水量比は、君津市が87.8%、富津市が12.2%を見込んでおり、令和6年度と比較しますと、君津市が1.6ポイント増加し、富津市が1.6ポイント減少しております。

計画汚水量比につきましては、昨年同様、君津市が70.7%、富津市が29.3%でございます。

次に、議案第5号 令和7年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

令和7年度予算につきましては、下水道使用料の減少及び物価や労務単価の上昇により、厳しい財政運営が見込まれる中、施設の計画的な老朽化対策を実施し、市民に安定的なサービスを提供するこ

とに努める予算編成としております。

議案別冊、令和7年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算書の1ページをご覧ください。
主なものについて説明させていただきます。

初めに、第2条になりますが、業務の予定量となります。

(4)の主要な建設改良事業として、管渠建設費については、令和6年度比約63.19%減の3,550万円を計上しております。

処理場建設費は、令和6年度比14.49%減の8億226万円を計上しております。

次に、別紙になりますが、A4判カラー刷りの資料をご覧ください。

令和7年度の主要な建設改良事業についてご説明いたします。

1につきましては、下水道管路施設ストックマネジメント点検調査等事業で、君津地区の管路及びマンホールの調査等として、延長2,700メートル、人孔160か所を予定し、1,927万2,000円を計上しております。

2番は、令和6年度からの継続事業で、自家発電設備や地下タンクなどの更新を実施しており、令和7年度の事業費として、6億3,700万円を計上しております。

3番は、令和7年度、8年度の継続事業で、水処理設備などの更新をするもので、令和7年度の事業費として、1,847万円を計上しております。

4番は、令和7年度単年度事業として、火災報知器設備等の更新に4,979万円計上しております。

5番につきましては、単年度事業として、令和8年度以降に設備更新を予定している施設のうち、耐震診断を実施していない最初沈殿池、反応タンク、最終沈殿池などの耐震診断及び実施設計業務委託事業として、9,700万円を計上しております。

6番は、八重原、内箕輪、内箕輪1丁目の一部について、令和14年度の処理開始を目指し、八重原線汚水幹線築造事業として、実施設計の見直し業務委託1,000万円を計上しております。

7番につきましては、両市の汚水ますの設置事業となります。

お戻りいただきまして、予算書1ページをご覧ください。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

まず、収入の総額としまして、第1款、下水道事業収益は、31億775万8,000円を計上しており、令和6年度当初予算と比べ、1,187万9,000円、0.38%の減額となっております。減額の要因としましては、使用水量の減少によるものです。

次に、収益的支出の総額として、第1款、下水道事業費用は、30億3,731万1,000円を計上しており、令和6年度当初予算と比べ、859万4,000円、0.28%の減額となっております。

次に、2ページをご覧ください。

第4条、資本的収入及び支出予定額については、まず、資本的収入の総額として、第1款、資本的収入は、9億3,713万5,000円を計上しております。

令和6年度当初予算と比べ、2億6,951万6,000円、約22.3%の減額となっております。これは、処理場のストックマネジメント更新事業費が減額となることから、企業債及び国庫補助金についても減額となることによるものでございます。

次に、資本的支出の総額である第1款、資本的支出は、13億7,890万6,000円を計上しております。

令和6年度当初予算と比べ、1億8,744万4,000円、12%の減額となっております。

なお、第4条中の括弧書きにつきましては、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、4億4,177万1,000円の補填財源について記載しております。

次に、第5条の継続費につきましては、君津富津終末処理場ストックマネジメント更新事業で水処理設備等の更新をするため、令和8年度までの継続費の総額と年割額を定めております。

次に、第6条の債務負担行為につきましては、契約行為を事前に行うことで安定した汚泥処理とするため、脱水汚泥処分等業務委託として1億7,463万6,000円を、また、下水道使用料につきましては、5年ごとに料金改定の必要性を検証しており、下水道使用料算定等業務委託730万8,000円をそれぞれ令和8年度までの期間として、債務負担行為を設定するものでございます。

第10条は、議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費1億9,679万円と定めるもので、令和6年度当初予算より206万4,000円の減となっております。

次に、8ページをご覧ください。

令和7年度君津富津広域下水道組合下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

この予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、1業務活動、2投資活動、3財務活動による現金の増減を示すものでございます。

上から2段目、7年度純利益は7,054万1,000円を見込んでおり、下の6の令和7年度の資金期末残高は、5億7,990万5,770円となる予定でございます。

次に、9ページから13ページにつきましては、職員の給与等に関する状況となっております。

14ページ、15ページをご覧ください。

こちらは、継続費に関する調書でございます。

そして、次に、16ページ、17ページをご覧ください。

こちらは、債務負担行為に関する調書でございます。

次に、18ページをご覧ください。

令和7年度君津富津広域下水道組合下水道事業予定貸借対照表でございます。

資産の部では、1の固定資産、2の流動資産を合わせた資産合計は、一番下、二重線のとおり、301億3,764万5,356円でございます。

19ページをご覧ください。

負債の部では、3の固定負債、4の流動負債、5の繰延収益の合計、右の列の中段、二重線の負債合計246億1,598万1,739円となっております。

資本の部としては、6の資本金、7の剰余金の合計、右列下から2行目の資本合計は、55億2,166万3,617円となります。

よりまして、負債合計と資本合計を合わせた額は、一番下の二重線、負債資本合計は、301億1,376万4,356円となっております。

20ページ、21ページは、令和6年度決算見込みにより作成した予定貸借対照表でございます。

22ページは、令和6年度予定損益計算書となっております。

そして、23ページをご覧ください。

こちらのほうは注記表となっております。

そして、26ページから43ページにつきましては、令和7年度予算の実施計画内訳書で、予算の明細となります。

44ページをご覧ください。

企業債の現在高の見込みに関する調書で、令和7年度末の現在高見込額は、表の右下に記載のとおり、75億3,382万7,000円で、内訳は、君津地区61億3,134万4,000円、富津地区14億248万3,000円となる見込みでございます。

45ページは令和7年度公共下水道事業一覧表で、君津市・富津市の事業費の内訳となっております。

46ページ、47ページは事業箇所図となっております。

以上で補足説明を終わります。

よろしくご審査いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平野英男君） 以上で補足説明が終わりました。

これより、議案ごとに順次質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、これ、事前通告の質疑はございませんでしたので質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平野英男君） 異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第1号に対する討論を行います。討論いかがですか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野英男君） 討論も特にないようですので、討論を終結し、採決をいたします。

では、議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、この原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（平野英男君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平野英男君） 異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

では、議案第2号に対する討論を行います。討論いかがですか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野英男君） 特にないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決をいたします。

議案第2号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（平野英男君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これに対する質疑でございますが、事前通告はございませんでしたので、質疑を終結したいと思います。

すが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(平野英男君) 異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

では、議案第3号に対する討論を行います。いかがですか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野英男君) 特にないようですので、討論を終結し、採決を行います。

議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(平野英男君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和7年度君津富津広域下水道組合関係市負担金及び出資金の負担方法について、これに対する質疑ですが、事前通告はありませんでした。終結したいと思いますのですが、どうでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(平野英男君) 異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

では、議案第4号に対する討論を行います。いかがですか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野英男君) 特にないので、討論を終結し、採決を行います。

議案第4号 令和7年度君津富津広域下水道組合関係市負担金及び出資金の負担方法について、この原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(平野英男君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和7年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算に対する質疑でございますが、質疑の通告がありましたので、通告順に発言を許可します。

まず、5番、四宮安彦君の発言を許可します。

5番、四宮安彦君。

○5番(四宮安彦君) こちら、予算書の20ページのほうの令和6年度富津君津広域下水道組合下水道事業予定貸借対照表のほうなんですけれども、こちらが令和6年度当初予算のときから気になっていた部分なんですけれども、建設仮勘定のほうがこちらに添付されているものからはなくなっていますが、その件について質問いたします。

○議長(平野英男君) 事務局長、長田幸二君。

○事務局長(長田幸二君) 令和6年度の予算から建設仮勘定がなくなっている件についてお答えいたします。

令和6年度までの予算では、建設改良費に係る経費を全額建設仮勘定に計上しておりましたが、昨年の予算審議の中で四宮議員よりご指摘いただいております。他市の状況を参考に検討したところ、令和7年度予算では、前払金がある未完成の工事のみを建設仮勘定に計上することといたしました。

あわせて、令和6年度の決算見込みを算定したところ、前払金のある未完成の工事が無いことが見込まれたため、建設仮勘定への計上は行わず、各固定資産に振り替えております。

以上でございます。

○議長（平野英男君） 5番、四宮議員。

○5番（四宮安彦君） ありがとうございます。

これ、建設仮勘定というのは、その他資産みたいな感じで扱われていたのを、これ振り分けるというのは大変な作業だったと思いますけれども、こういうふうにやっていただきまして誠にありがとうございます。

それで、再質問のほうがございますけれども、そうなったときに、4億円ぐらい減少している、その理由についてお尋ねしたいと思います。

○議長（平野英男君） 松下総務課長。

○総務課長（松下順一君） それでは、お答えいたします。

令和6年度予算のバランスシートと比較して、資産の額が4億円減少している理由につきましては、令和6年度の予算では、令和5年度予算に基づいて算定しましたが、令和7年度予算では、令和5年度決算に基づいて算定しております。その結果、建設完了費に係る事業費が見込みより低かったため、資産の額が減少しております。

以上です。

○議長（平野英男君） よろしいですか。

では、続きまして、通告のあった1番、小倉広紀君の発言を許可します。

1番、小倉広紀君。

○1番（小倉広紀君） では、私からは、まず大きな1点目、管渠の老朽化対策について伺います。

昨今、他自治体において、上下水道の老朽化に伴う事故が発生しております。本組合区域においても他人事ではないと思います。本予算のどこの部分において、老朽化対策の予算が組まれているのか伺います。

また、一番古い管は相当年数たっていると思いますが、23ページの注記表にある耐用年数ですと、どの程度まできているのか。そして、ストックマネジメントで進めるにしても、こちら早い段階で計画を打ち出して進めていかないと、もしかしたら同じような事故が発生してしまうのではないかと危惧されます。そこで、令和7年度ではどこの場所を点検する予定なのか、伺います。

大きな2点目として、16ページ、17ページ、債務負担行為に関する調書の部分について伺います。

脱水汚泥処分等業務委託に関し、前回と全く同じ金額であります。物価高騰が進んでいる中、果たしてこの金額で足りるのか、また、この金額はどのようにして算出したのか、伺います。

○議長（平野英男君） 事務局長、長田幸二君。

○事務局長（長田幸二君） まず最初に、管渠の老朽化対策についてお答えさせていただきます。

カラー刷りのほうのA4の用紙、こちらの1番のところの下水道管路施設ストックマネジメント点検調査等事業、こちらのほうで7年度のほうは予定をしております。額としては1,927万2,000円、調査の延長は約2.7キロを予定しております。

また、注記表によりますと、管渠の耐用年数は50年となっており、一番古い管渠につきましては、昭和40年代中頃から始まりました区画整理事業において布設された管渠となっております。

そして、令和7年度の主な調査箇所につきましては、主要な幹線の君津污水1号幹線の君津中学校から大道沢公園付近まで、また、主要な道路の国道127号を横断している管渠などを予定しております。

今後も、令和2年に策定いたしました管路施設のストックマネジメント計画に基づきまして、点検調査等を実施し、修繕や改築の更新のほうを行い、管渠の老朽化対策に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、債務負担行為に関する件の脱水汚泥等の処分等業務委託の債務負担行為についてお答えいたします。

前回と同じ金額であることにつきましては、令和8年度の物価上昇率の見通しが不明であるため、令和7年度の契約状況から、同額にしております。

以上でございます。

○議長（平野英男君） 1番、小倉議員。

○1番（小倉広紀君） では、さらに質問させていただきます。

最初の管渠のほう、老朽化対策ですけれども、この老朽化に伴う事故を未然に防ぐために腐食のおそれがある污水管は点検すべきだと考えます。点検調査を実施する管渠の選定はどのように決定しているのか、伺います。

そして、債務負担行為の部分についても、予算計上に当たり、根拠数値となる物価上昇率を算出するのは難しいとは思いますが、当然春闘でも賃金がアップするでしょうから、そのまま同じ金額でいいのかなという疑問が残ります。もう一点確認ですが、見積りはどこか業者にお願いをしていないのか、伺います。

○議長（平野英男君） 建設課長、高木勝義君。

○建設課長（高木勝義君） お答えいたします。

まず、管渠の点でございますが、本組合において、污水管の管渠延長、約300キロメートルございます。こちらにつきましては、令和2年度から令和6年度、今年度までの5年間で約15キロメートルの調査を実施しているところでございます。今後も、主要な幹線や管渠の種別・口径・経過年数、布設場所などによるリスクの高いような場所から、点検調査を実施してまいります。

続きまして、債務負担行為の点でございますが、金額の算定に当たりましては、事業者に聞き取りを行いました。その時点では、令和8年度の金額については、提示できないという回答でございました。

以上でございます。

○議長（平野英男君） では、通告による質疑は終了しました。

ほか、皆さん、いかがですか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野英男君） ないですか。

では、特にないようですので、これで質疑を終結いたします。

では、議案第5号に対する討論を行います。

討論いかがですか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野英男君） 特にないようですので、討論を終結し、採決を行います。

議案第5号 令和7年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算、この原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（平野英男君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 発議案第1号（提案理由説明）

○議長（平野英男君） 日程第5、発議案第1号を議題とします。

なお、議案の朗読につきましては省略いたしますので、ご了承願います。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

提出者、諸岡賛陸君。

（8番諸岡賛陸君登壇）

○8番（諸岡賛陸君） 8番、諸岡賛陸でございます。

発議案第1号 君津富津広域下水道組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、私から提案理由の説明をさせていただきます。

刑法の一部が改正されたことにより、懲役及び禁固が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されること及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、規定の整備等をする必要があるため、条例の一部改正を行うものであります。

なお、試行の期日につきましては、発議案書3ページをご覧ください。

附則第1号の各号の区分に応じ、それぞれに定める日から施行するものでございます。

よろしくご審議賜り、全会一致をもちまして可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（平野英男君） 提案説明の説明が終わりましたので、これより、発議案第1号 君津富津広域下水道組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑でございますか、いかがですか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野英男君） 質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

では、発議案第1号に対する討論を行います。討論いかがですか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野英男君） 特にないようですので、討論を終結し、採決を行います。

発議案第1号 君津富津広域下水道組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、この原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（平野英男君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

○

管理者挨拶

○議長（平野英男君）　ここで閉会に当たり、管理者から挨拶があります。

管理者、石井宏子君。

（管理者石井宏子君登壇）

○管理者（石井宏子君）　閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案につきましては、原案どおり可決いただきまして、誠にありがとうございます。

依然として厳しい財政状況ではございますが、引き続き効率的な執行に配慮し、事業運営に当たってまいりますので、議員の皆様には今後とも変わらぬお力添えをいただきますようお願い申し上げます。閉会に当たっての挨拶といたします。

本日はありがとうございました。

○議長（平野英男君）　これをもちまして、令和7年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を閉会とします。

ご苦労さまでございました。

令和7年3月14日午後2時45分

閉会

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年3月14日

君津富津広域下水道組合議会議長 平野英男

署名議員 三富敏史

署名議員 小林喜久男